

「カーブミラー建柱設置業務委託（北区大宮釈迦谷）」仕様書

京都市建設局北部土木みどり事務所

(担当：酒井 岡本 075-492-3111)

1 業務名

カーブミラー建柱設置業務委託(北区大宮釈迦谷)

2 業務の目的

本箇所は、見通しの悪いカーブであり、従来は電柱共架により道路反射鏡を設置していたが、電柱の撤去に伴い、道路利用者の安全を確保するため、新たに自立式の支柱を建柱し道路反射鏡を設置するものである。

3 履行期間

令和8年5月11日から令和8年5月29日まで

4 履行場所

京都市北区大宮釈迦谷 地内

5 業務範囲

別紙「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

- 支給品の受渡し:1 式
 - 支給品(支柱・鏡面)は、北部土木みどり事務所にて引き渡すため、受注者において運搬すること。引渡しの日時については事前に監督職員と協議すること。
- 道路反射鏡用支柱の建柱:1 本
 - 支給品(支柱:Φ89.1、L4400)を使用し、建て込み・固定を行うこと。
- 道路反射鏡の設置:1 面
 - 支給品(鏡面サイズ:Φ1000)を使用し、適切に設置・角度調整を行うこと。
- 掘削・埋戻し・残土処分:1 式
 - 基礎設置に伴う掘削を行い、不要となった残土は適切に処分すること。
 - 基礎周辺は元の未舗装状態に合わせて埋戻し、十分に転圧・整地すること。

7 支払条件

業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

(1)費用について

- 本作業に要する材料費(支給品である支柱・鏡面を除く)、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物(残土等)は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。
- 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。

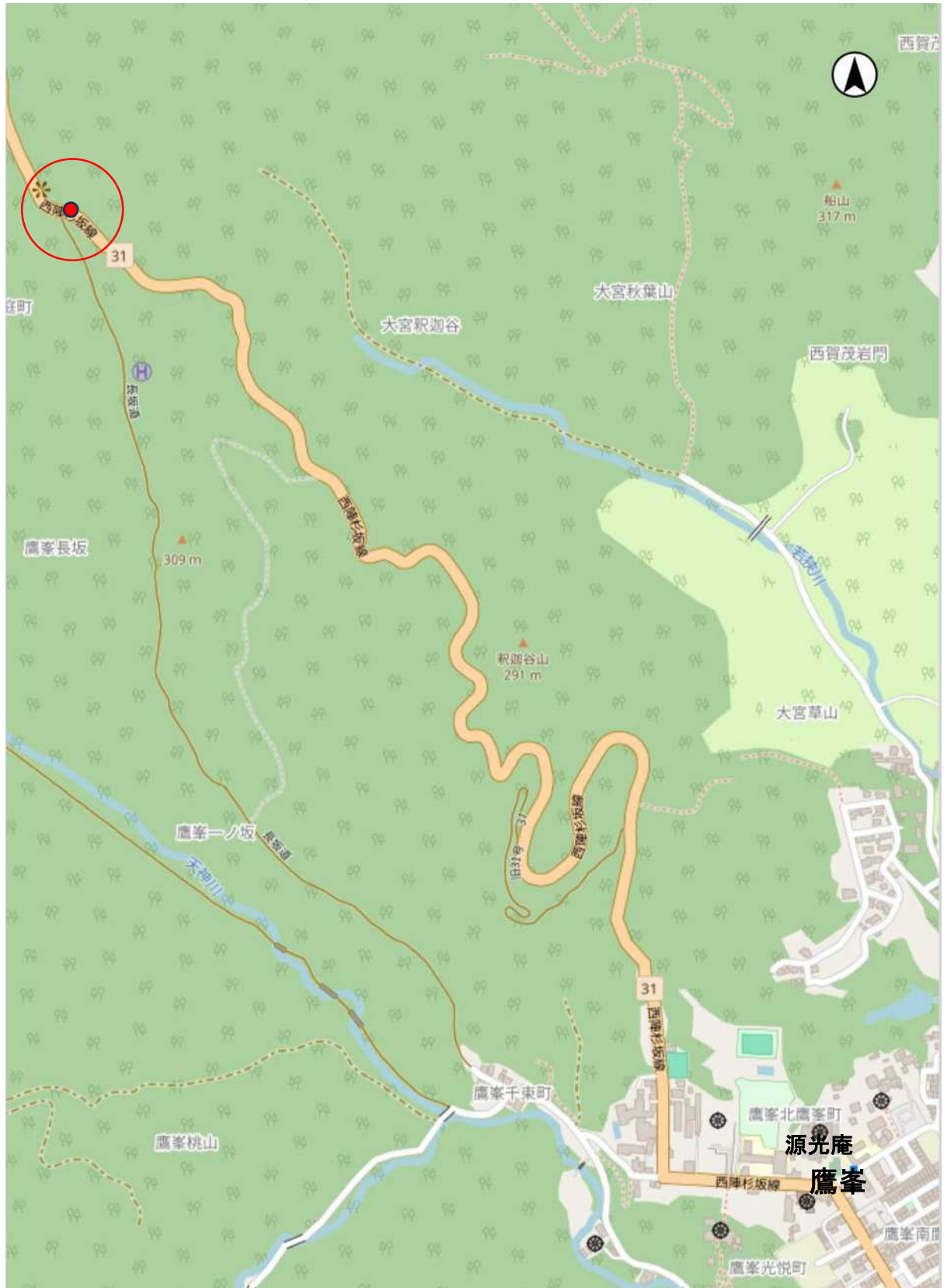
(2)安全・施工について

- 見通しの悪いカーブでの作業となるため、必ず交通誘導員を配置し、通行車両や歩行者、近隣住民等の安全に十分配慮した適切な誘導を図ること。
- 道路規制に伴う道路使用許可が必要な場合は、受注者において所管の警察署と協議のうえ取得すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

(3)提出書類

- 業務完了後、速やかに以下の完了書類を提出すること。
 1. 業務完了報告書
 2. 請求書
 3. 作業写真(着手前、作業中、完了時を定点撮影したもの ※基礎寸法や根入れ深さ等の不可視部分は必須)

位置図



現況写真

